

## 所掌事項

都市再生特別措置法（平成14年法律第22号）第81条に規定する立地適正化計画（以下「計画」という。）の策定、変更等に関し、交通、福祉、商業等様々な観点から総合的に検討を行うとともに、策定した計画の推進を図るために必要な事項を検討すること。

## 設置根拠

宮古市立地適正化計画検討協議会設置要綱

## 設置年月日

R4. 6. 9

## 委員定数

34人

## 委員任期

2年

## 現任委員発令日

R6. 7. 8

## 現任委員任期満了日

R8. 7. 7

## 担当課

都市整備部都市整備課

TEL : 0193-62-2111 内線 3311

FAX : 0193-63-9115

E-mail : toshi@city.miyako.iwate.jp

## 備考